

秋田県アレルギー疾患医療連絡協議会設置要綱

（目的）

第1 秋田県におけるアレルギー疾患対策の推進に当たり、必要な事項を協議するため、秋田県アレルギー疾患医療連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（任務）

第2 協議会は、次の事項について協議する。

- （1）アレルギー疾患の診療連携体制の整備に関すること。
- （2）アレルギー疾患に関する情報提供や人材育成等の推進に関すること。
- （3）県内のアレルギー疾患に係る実情や課題の把握に関すること。
- （4）その他、アレルギー疾患対策の推進に関すること。

（構成）

第3 協議会は、委員15名以内をもって組織し、アレルギー疾患について専門的な知識と技能を有する医師、保健医療福祉関係者、アレルギー疾患医療を受ける立場にある患者及びその家族を代表する者、その他の関係者並びに行政機関関係者のうちから、知事が委嘱する。

（任期）

第4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

（会議）

第6 協議会の会務は、会長が召集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

- 5 委員は会議に出席することができない場合、委任した者を出席させることができる。
- 6 前項の場合に委任されたものを委員として本条の規定を適用する。

(事務局)

第7 協議会の事務局は、秋田県健康福祉部保健・疾病対策課に置く。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月18日から施行する。